

令和 8 年厚木市農業委員会 7 月定例総会議事録

日 時 令和 8 年 7 月 27 日 月曜日 午後 3 時から午後 3 時 45 分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13 番 山 川 宏 司

農業委員

1 番 小 池 よし子

3 番 大 塚 孝 雄

5 番 市 川 秀 夫

7 番 大 貫 昭 司

9 番 庄 司 隆 行

11 番 神 崎 吉 男

2 番 常 盤 悟

4 番 三 橋 能 弘

6 番 高 澤 友紀子

8 番 伊 藤 洋 文

10 番 高 瀬 正 美

12 番 山 口 泉（会長職務代理者）

事務局出席者 事務局長 専任主幹 農地管理係長 都市農業支援担当
農地管理係主査 農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について（報告 18 件）
- 2 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（報告 11 件）
- 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について（報告 1 件）
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について（報告 5 件）
- 5 議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（7 件）
- 6 議案第 25 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（1 件）
- 7 議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（1 件）
- 8 議案第 27 号 新規就農者の認定について（1 件）
- 9 議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について（13 件）
- 10 議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見について（1 件）

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。

これより、令和8年厚木市農業委員会7月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、3番の大塚孝雄委員、4番の三橋能弘委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告いたします。

今回報告する対象は、6月11日から7月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

農地法第4条につきましては、8件、10筆、面積は2,445.11平方メートルです。

農地法第5条につきましては、10件、10筆、面積は1,595.62平方メートルです。

農地法第4条及び第5条の総計は、18件、20筆、面積は4,040.73平方メートルです。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、6月11日から7月10日までに受付した

ものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は 8 人、農地の所有権を取得された相続人は 11 人、筆数は延べ 62 筆、面積は延べ 23,933.41 平方メートルでございます。あっせんの希望は、全て無しでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程 3、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」について御報告いたします。御報告する案件は 1 件でございます。

対象地は七沢字横畑 1 筆、登記地目は畑、現況地目は山林、面積は 360 平方メートルでございます。

賃貸人は海老名市河原口 5 丁目にお住まいの A さん、賃借人は七沢にお住まいの B さんでございます。

賃貸人の都合により、令和 8 年 6 月 19 日に合意解約されたものでございます。

以上でございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程 4、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は 5 件でございます。

初めに 1 番でございます。

証明願の提出者は、海老名市河原口 5 丁目にお住まいの A さん、対象地は七沢字横畑外 3 筆、登

記地目は畑及び田、合計面積は1,126平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和50年頃から山林化し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、三橋能弘委員に資料等による確認をいただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願の提出者は、中町2丁目の亡C相続財産相続財産清算人Dさん、対象地は愛甲西3丁目1筆、登記地目は畑、合計面積は52平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和13年頃から住宅敷地として使用し、現在に至っているもので、平成29年度固定資産評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、伊藤洋文委員、庄司隆行委員、神崎吉男委員及び山口泉会長職務代理者に資料等による確認をいただいたものです。

続いて3番でございます。

証明願の提出者は、海老名市河原口5丁目にお住まいのAさん、対象地は七沢字深沢1筆、登記地目は畑、面積は447平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成6年頃から願出人の父が林業のために建築した作業小屋として使用し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、三橋能弘委員に現地を確認いただいたものです。

続いて4番でございます。

証明願の提出者は、棚沢にお住まいのEさん、対象地は棚沢字市島山根外8筆、登記地目は全て畑、合計面積は2,272平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和49年から令和6年まで事業者へ貸し、砕石砂利置場として使用し、現在に至っているもので、昭和50年及び昭和53年撮影の航空写真でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、市川秀夫委員及び小池よし子委員に現地を確認いただいたものです。

最後に5番でございます。

証明願の提出者は、酒井にお住まいのFさん、対象地は厚木字熊野前外1筆、登記地目はともに畑、合計面積は1,751平方メートルでございます。

当該地につきましては、願出人の父が昭和55年からスポーツ広場として市に貸し出し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、大貫昭司委員に現地を確認いただいたものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

対象地は上古沢字前田1筆、現況地目は畑、面積は276平方メートルです。

渡人は横浜市鶴見区梶山1丁目にお住まいのGさん、受人は緑ヶ丘2丁目にお住まいのHさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機。

労働力につきましては、本人のみです。

続いて2番でございます。

対象地は飯山字上河原2筆、現況地目は田、合計面積は2,764平方メートルです。

渡人は飯山にお住まいのIさん、受人は飯山の農事組合法人J代表Kさんです。

経営規模拡大のための公売による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人、子及び従業員の3人です。

最後に3番でございます。

対象地は酒井字新宿1筆、現況地目は畑、面積は50平方メートルです。

渡人は愛甲東3丁目にお住まいのLさん、受人は酒井にお住まいのMさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機。

労働力につきましては、本人のみです。

なお、1番から3番の全てにおいて、農地法に規定する各規準については満たしています。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程 5、議案第24号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、許可することに決しました。

次に、日程 6、議案第25号「農地法第 4 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

〈農地管理係主事〉

ただいま議題となりました議案第25号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は 2 件でございます。

1 番でございます。

対象地は愛甲字扱免 4 筆、登記地目は畑及び田、合計面積は1,973平方メートルです。

申請人は、酒井にお住まいの N さんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、500メートル以内に相川地区市民センターが存する第 2 種農地です。

申請人は、都市計画道路・本厚木下津古久線の道路整備事業で収用されたことから、新たな駐車場が必要となった下津古久に事業所を構え運送業を営む〇株式会社から借地依頼を受け、申請されました。

申請地につきましては、北側は田、東側は道路、南側は事業所及び駐車場、西側は駐車場及び道路に接しております。

東側及び道路に接する西側の一部を出入口とし、全面転圧・砕石敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除く四方すべてにコンクリートブロックを新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第 4 条第 6 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

他法令につきましては、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

また、盛土規制法も対象となっており、申請中でございます。

2 番でございます。

対象地は小野字島残 1 筆の一部、登記地目は田、面積は公簿面積453平方メートルの内実測面積443.73平方メートルです。

申請人は、愛甲 2 丁目にお住まいの P さんです。

本申請は、農家住宅となる自己住宅建築のための転用許可申請です。

農地区分は、事業用地等に囲まれている農地の広がり3,000平方メートル未満の第 3 種農地です。

申請人は、農家本家として独立することになりましたが、現在の住まいが耕作地から遠く、農業資材を自宅に保管することもできないことから、耕作地に近い小野地内に自己住宅を建てるため、申請されました。

申請地につきましては、北側は駐車場、東側は宅地、南側及び西側は道路に接しております。

道路に接する南西側を出入口とし、農家住宅を建築する計画でございます。

なお、申請地は小野字島残 1 筆の一部となりますが、実測面積0.34平方メートルの残地につきましては、厚木市道の道路構造物の一部が存するため、申請人が市へ土地賃貸借契約により貸してお

り、今後も道路の一部として使用されることになっています。

残地の現況が農地ではないことについて、公共の用に供するものとなっており、自己の用による別の用途で使用しているものではなく、申請人の責によるものではないため、本申請には影響しないものとして県とも調整済みです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口となる南西側及び宅地に接する東側を除く全てにコンクリートブロックを新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

他法令につきましては、本申請は農家住宅のため、都市計画法による開発許可は必要ありません。説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第25号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第25号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程7、議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主査>

ただいま議題となりました議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は1件でございます。

対象地は棚沢字山付2筆、登記地目はともに畑、合計面積は1,029平方メートルです。

受人は相模原市南区磯部のQ株式会社代表取締役Rさん、渡人は相模原市中央区陽光台5丁目にお住まいのSさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地です。

受入は相模原市南区磯部に事業本所を置く内装工事及び建築業を主な事業とする法人で、工事受注数の増加と資材の高騰に対応するため、建築業の外構工事用資材の在庫保管が必要となり、現在の会社敷地内では内装工事用資材を補完するスペースしかなく、新たな資材置場が必要となったため、申請されました。

申請地につきましては、北側及び西側は畑、東側は駐車場及び宅地、南側は道路に接しています。

申請地は、南側を出入口とし、全面転圧・砂利敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、畑に接する北側及び西側、道路に接する南側には、出入口を除き鋼板柵を新設、駐車場及び宅地に接する東側には隣地側に既設コンクリートブロックが設置されており、隣接地への土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

他法令につきましては、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何かご質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程8、議案第27号「新規就農者の認定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当〉

ただいま議題となりました、議案第27号「新規就農者の認定」について、御説明申し上げます。
お諮りする案件は1件でございます。

申請人は、毛利台にお住まいのTさんでございます。

厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第1号に規定する「JAあつぎ農業塾 基礎コース」を修了後、厚木市都市農業支援センターが設定した農家研修を修了しております。

多肉植物の美しさに魅了され、より多くの方に届けたいとの思いから就農を志しました。

耕作予定地については、日程9、議案第28号で御審議いただきますが、小野字廣町4筆、現況地目は全て畑、合計面積は686平方メートルでございます。

通作距離は、約2.4キロメートル、車で7分ほどでございます。

多肉植物のエケベリアやセダムなどの栽培を予定しております。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条第1項第1号、第2号に掲げる認定基準の要件全てを満たしているものです。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第27号「新規就農者の認定」について、許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程8、議案第27号「新規就農者の認定」については、許可することに決しました。

次に、日程9、議案第28号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についてを議題といたします。

なお、本議案の1番については、庄司隆行委員が関係する事案です。

「農業委員会等に関する法律第31条」の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、庄司隆行委員の退出を求めます。

〔庄司隆行委員 退出〕

〈議長〉

それでは、日程 9、議案第28号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の 1 番について、事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当〉

ただ今議題となりました、議案第28号、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の 1 番について、御説明いたします。

渡人は愛甲にお住まいの U さん、受人は同所にお住まいの V さんです。

対象となる農地は、愛甲字佃 1 筆、現況地目は田、面積は991平方メートルでございます。

利用目的は水稲、3 年間の使用貸借権の設定でございます。

なお、受人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第 5 項に規定する要件を満たしているものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 9、議案第28号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 9、議案第28号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の 1 番について、原案のとおり決しました。

ここで、庄司隆行委員を入室させてください。

〔庄司隆行委員 入室〕

〈議長〉

それでは、日程 9、議案第28号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の 2 番から13番までに
ついて、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当>

ただ今議題となりました、議案第28号、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の2番から13番について、御説明いたします。

今月は貸借の開始期が令和8年9月1日のものについてお諮りいたします。

お諮りする案件は、12件、34筆、合計面積は25,662平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が12件、設定期間については、3年間が12件となっております。

従前の農用地利用集積計画からの移行が4件、新規が8件となっております。

なお、受人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定する要件を満たしているものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第28号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の2番から13番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第28号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、原案のとおり決しました。

続いて日程10、議案第29号「農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当>

ただいま議題となりました、議案第29号「農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見」について、御説明いたします。

本件につきましては、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が、農地の貸し借りのマッチング及び取りまとめを自ら行ったものについて、本市農業政策課を経由して農業委員会に対し意見を求めているものでございます。

したがって、委員の皆様にはこの貸借について、農業委員会としての意見を御審議いただくこと

となります。

それでは、案件の説明に入ります。

お諮りする案件は1件でございます。

「貸借権又は使用貸借による権利の設定関係」となっており、本件は農地中間管理機構と転借を受ける耕作者との間の権利設定となります。

権利を設定する農地は、棚沢字川原付1筆、現況地目は田、面積は436平方メートルです。

権利の設定を受ける転借人は、相模原市中央区矢部4丁目のWさんです。

令和8年9月1日から3年間の賃貸借権の設定で、利用目的は飼料米の生産を予定しております。

なお、転借人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定する要件を満たしているものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第29号「農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員異議なし〕

<議長>

御異議なしと認めます。

よって、日程10、議案第29号「農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見」について、原案のとおり決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和8年厚木市農業委員会7月定例総会を閉会いたします。

令和8年7月27日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
